

ウクライナ
意匠法

2003年5月22日法律第850-IV号により改正

目次

第 I 章 総則

第 1 条 定義

第 2 条 意匠権保護の分野における教育科学省の権限

第 3 条 国際条約

第 4 条 外国人及びその他の者の権利

第 II 章 意匠の法的保護

第 5 条 法的保護付与の条件

第 6 条 意匠の特許性の条件

第 III 章 特許を受ける権利

第 7 条 創作者の権利

第 8 条 使用者の権利

第 9 条 権原の承継人の権利

第 10 条 最初の出願人の権利

第 IV 章 特許を受ける手続

第 11 条 出願

第 12 条 出願日

第 13 条 優先権

第 14 条 出願の審査

第 15 条 出願の取下

第 16 条 特許付与の公告

第 17 条 特許の登録

第 18 条 特許証の付与

第 19 条 出願に関する決定に対する不服申立

第 V 章 特許から生じる権利及び義務

第 20 条 特許から生じる権利

第 21 条 [2003年5月22日付け法律第850-IV号により削除]

第 22 条 権利の侵害とみなされない行為

第 23 条 特許から生じる義務

第 VI 章 特許の取消及びその無効の承認

第 24 条 特許の取消

第 25 条 特許の無効の認定

第 VII 章 権利の保護

第 26 条 特許所有者の権利の侵害

第 27 条 権利保護の方法

第 VIII 章 最終規定

第 28 条 手数料

第 29 条 外国における意匠特許取得

第 30 条 意匠の創作と実施のための国家奨励

第I章 総則

第1条 定義

本法において、下記に記述の用語は、次にいう意味を有する。

「所轄官庁(Office)」(以下「教育科学省」と表記する。)とは、知的所有権の法的保護に関する行政権を有する中央機関をいう。

「工業意匠」(以下「意匠」という。)とは、芸術的意匠の分野における人の創作活動の成果をいう。

「創作者」とは、自己の創作活動により意匠を創作した人をいう。

「特許」とは、意匠についてのウクライナ特許をいう。

「特許意匠」とは、特許を付与された意匠をいう。

「人(者)」とは、自然人又は法人をいう。

「出願書類」とは、特許付与のために必要とされる書類全体をいう。

「出願人」とは、出願をしている者又は法定の他の手続により出願人の権利を取得した者をいう。

「出願の優先権(優先権)」とは、出願における優先順位権をいう。

「優先日」とは、優先権が主張されている出願について、教育科学省又は工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国の所管官庁に対する出願日をいう。

「使用者」とは、労働契約に基づいて従業者を雇用する者をいう。

「登録簿」とは、ウクライナ意匠の国家登録簿をいう。

「審判委員会」とは、知的所有権対象についての権利取得及び本法律によりその権限を付託されたその他の事項に関して教育科学省の行った決定に対する異論を審査するための教育科学省所属の合議体をいう。

「審査機関」(以下「ウクライナ特許庁」と表記する。)とは、教育科学省により出願の処理及び審査のための権限を付与された国家機関(企業、組織)をいう。

「知的所有権の法的保護の国家組織」とは、教育科学省並びに同省の管理分野に含まれる1群の審査、科学、教育、情報及びその他関係専門分野の国家機関をいう。

第2条 意匠権保護の分野における教育科学省の権限

(1) 教育科学省は、意匠の法的保護の分野における国家政策を実施し、この目的で、次の事項を行う。

- － 出願の受領及びそれらの審査実施を整備し、かつ、それらに関する決定を行う。
- － 意匠特許を付与し、それらの登録を行う。
- － 意匠に関する省の資料の公告を実施する。
- － 知的所有権の法的保護の分野における国際協力を実施し、かつ、現行法令の規定に従い、意匠権の保護に関する事項についてウクライナの利益を国際機関に対して代表する。
- － 制定された手続に基づくその権限内で、法令を採択する。
- － 知的所有権の法的保護の分野における情報及び広報活動を整備する。
- － 知的所有権の法的保護の分野における法令の改善及び活動の組織化に関する研究業務を整備する。
- － 知的所有権の法的保護の国家組織における要員の再教育を整備する。

- － 本法，教育科学省の規則，及び知的所有権の法的保護の分野におけるその他の法令により規定された個別の業務の遂行を，知的所有権の法的保護の国家組織に所属する官庁に対してそれらの専門分野に応じて委嘱する。
 - － 所定の手続により承認された教育科学省の規則に従いその他の機能を遂行する。
- (2) 教育科学省の活動は，ウクライナの国家予算からの資金が充当される。

第3条 国際条約

ウクライナの国際条約が，意匠に関してウクライナ法令により規定の規則以外の規則を定めているときは，当該国際条約の規則が適用される。

第4条 外国人及びその他の者の権利

- (1) 外国人及び無国籍の者は，ウクライナが締約国である国際条約に従い又は相互主義の原則に基づいて本法により付与される，ウクライナ人と同等の権利を有する。
- (2) 外国人及びウクライナ国外に居住しているか又は恒久的居住地を有するその他の者は，ウクライナ閣僚会議により承認された「知的所有権事項における代理人規則」に従い登録された代理人を通じて，教育科学省に対してそれらの権利を行使する。

第II章 意匠の法的保護

第5条 法的保護付与の条件

(1) 公共の秩序及び善良の風俗の原理に反することなく、かつ、特許性の条件を満たす意匠には、法的保護が付与されるものとする。

(2) 意匠の外観を決定し、かつ、審美的及び人間工学的要件を満たす形状、図形、彩色又はそれらの組合せは、意匠の対象とすることができる。

(3) 本法に従い、次のものには法的保護が付与されない。

－ 建築物(小建築形態を除く。)、工業上、水力発電技術上の又はその他の固定構造物

－ 印刷物自体

－ 液状、ガス状、自由流動性の物質又は類似の物質等から成る不安定形態の物体

(5) 意匠の所有権は、特許証により証明される。

意匠特許の存続期間は、教育科学省への出願日から10年とし、また特許所有者の申請があったときは、教育科学省は、5年を超えない期間を延長することができる。

特許の存続期間については、第24条にいう場合には、期間満了前にもこれを終了させることができる。

(6) 付与される法的保護の範囲は、登録簿に登録された製品の形象により表示された、意匠の本質的特徴の全体により決定され、登録簿に登録された製品の形象の写しをその中に有する特許証により証明される。意匠の特徴の解釈は、その説明書の限度内において行われなければならない。

第6条 意匠の特許性の条件

(1) 意匠は、新規であるときは、特許性の条件を満たすものとする。

(2) 意匠は、その全体としての本質的特徴が、教育科学省に対する出願日の前又は優先権が主張されている場合は優先日前に、世界の何れにおいても周知でなかったときは、新規であるとみなされる。更に、意匠の新規性査定の過程において、教育科学省が先に受領したすべての出願の内容が参酌される。ただし、前記日付現在取り下げられたとみなされ、若しくは取り下げられた出願、又は教育科学省が特許付与の拒絶を決定し、かつ、当該決定に対する審判請求の可能性が消尽した出願は除かれる。

(3) 意匠に関する情報開示が創作者自身によるか又は創作者から直接的若しくは間接的に当該情報を得た者による場合において、当該開示は、教育科学省への出願日前の、又は優先権が主張されているときは優先日前の6月以内に行われたときは、意匠の特許性の承認は影響を受けないものとする。その場合における情報開示の状況についての立証責任は、本項の適用による利害関係人が負う。

第 III 章 特許を受ける権利

第 7 条 創作者の権利

- (1) 特許を受ける権利は、本法による別段の規定がない限り、創作者又はその承継人に属する。
- (2) 共同作業により意匠を創作した創作者は、それら共同創作者間に別段の合意がない限り、特許を受ける同等の権利を有する。
- (3) 創作者の構成についての合意条件の見直しの場合は、教育科学省は、創作者として出願書類に表示された者と出願書類に表示されていない創作者との共同申請によって、教育科学省が定める手続により関係書類を変更する。
- (4) 意匠の創作者は、創作者である権利を有し、当該権利は、譲渡できない人的財産権であって、無期限に保護される。

第 8 条 使用者の権利

- (1) 意匠が公的職務又は使用者により割当てられた任務の遂行に関連して創作されたときは、労働契約に別段の規定がない限り、特許を受ける権利は、使用者に帰属する。使用者は、創作者と書面で契約を締結しなければならない。かつ、この契約の条件に基づいて、意匠の経済価値及び意匠から使用者が得たその他の利益に従い報酬を創作者に対して支払わなければならない。

報酬取得の条件及びその額に関する紛争は、裁判所により解決される。

- (2) 意匠の創作者は、使用者に対して、自己が創作した意匠について書面で通知し、当該意匠の本質を十分に明瞭かつ完全に開示する書類を添付しなければならない。使用者が前記通知の受領日から 4 月以内に教育科学省に対して申請しないときは、特許を受ける権利は、創作者に移転する。

第 9 条 権原の承継人の権利

特許を受ける権利は、創作者又は使用者夫々の権原の承継人に帰属する。

第 10 条 最初の出願人の権利

独立の作業により創作された意匠について特許を受ける権利は、出願が先の出願日又は優先権が主張されているときは先の優先日を有する出願人に帰属する。ただし、当該出願が取り下げられたとみなされず若しくは取り下げられていないこと、又は教育科学省が当該出願に関して特許付与を拒絶する決定を採択しておらず、審判請求する可能性が消尽していることを条件とする。

第IV章 特許を受ける手続

第11条 出願

- (1) 特許を受けようとし、かつ、特許を受ける権利を有する者は、教育科学省に対して出願をする。
- (2) 出願人の委託に基づいて、出願は、知的所有権代理人又はその他の委任された者を通じて行うことができる。
- (3) 出願は、単一の意匠に関するものでなければならず、その変形を含むことができる(単一性の要件)。
- (4) 出願書類はウクライナ語で作成されたものとし、かつ、次のものを含まなければならない。
 - － 特許付与を求める願書
 - － 意匠の外観の完全な概念を与える製品の1組の形象(製品自体又はその原寸ひな形若しくは図面の形態による。)
 - － 意匠の説明書
 - － 図面、図表、又は図解(必要な場合)
- (5) 特許付与を求める願書には、出願人の名称及び住所並びに創作者の名称及び住所を記載する必要がある。創作者は、教育科学省の如何なる刊行物にも、特に出願又は特許についての資料中に、自己を掲載しないよう教育科学省に対して請求する権利を有する。
- (6) 出願は、当該技術の熟練者が実施できる程度に明瞭かつ十分に意匠の主題を開示しなければならない。
- (7) 出願を構成する書類が満たすべき他の要件は、教育科学省の定めるところによる。
- (8) 出願には、手数料の納付を要する。出願手数料の納付に係る書類は、出願と同時に又は出願日から2月以内に、教育科学省に対して提出しなければならない。この期間については、この期間満了前に関する請求書が提出され、かつ、その提出手数料が納付されたときは、これを延長することができるが、6月を超えることができない。

第12条 出願日

- (1) 出願日は、教育科学省が少なくとも次のものを含む書類を受領した日とする。
 - － ウクライナ語で書かれた、任意様式により作成された特許付与を求める陳述
 - － ウクライナ語で記述された出願人及びその住所に関する明細
 - － 意匠の外観の完全な概念を与える製品の形象
 - － ウクライナ語又は他の言語で記述された、意匠の説明と外見上類似する部分。他の言語による場合は、出願日を維持するため、この部分のウクライナ語への翻訳文を出願日から2月以内に教育科学省に対して提出しなければならない。
- (2) 出願日は、第14条(9)、(10)、及び(11)に従い、決定されるものとする。

第13条 優先権

- (1) 出願人は、先の出願について優先権が主張されていない限り、教育科学省又は工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国の所管官庁に対して行った先の出願の出願日から6月以内に、同一の意匠について当該先の出願に基づく優先権を有する。

- (2) 工業所有権の法的保護に関するパリ条約の締約国の領域において開催された公式又は公認の国際博覧会での展示に使用された意匠の優先権は、当該博覧会の開催日に従い決定することができる。ただし、当該出願を前記開催日から 6 月以内に教育科学省が受領していることを条件とする。
- (3) 優先権を主張しようとする出願人は、先の出願が工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国である外国において出願されたものであるときは、この出願の出願日及び出願番号を示した優先権宣言書及びその写し並びにそれらのウクライナ語への翻訳文、又は当該意匠が工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国の領域において開催された博覧会で展示されたことを証明する書類を、教育科学省への出願日から 3 月以内に、提出しなければならない。この期間中は、前記書類を変更することができる。これらの書類が適時に提出されないときは、当該出願の優先権は、喪失されたとみなし、その旨の通知が出願人に対して送付される。
- (4) 出願の全部又は一部について、複数の先の出願に基づく優先権を主張することができる。この場合は、優先権に基づく期間は、最先の優先日から起算する。
- (5) 優先権は、意匠の特徴であって優先権が主張される先の出願において記載されたものみに適用される。
- (6) 先の出願が未だ教育科学省に係属している場合において、(3)に従い優先権を主張する宣言書が受領されたときは、当該先の出願は、当該優先権が主張された部分について取り下げたとみなされる。
- (7) 意匠の優先権は、第 14 条(7)に従い独立の出願として作成された追加書類のウクライナ特許庁による受領の日現在で決定することができる。ただし、この出願は、前記書類で補充された出願書類の審査中は前記書類を無視する旨の通知を出願人が受領した日から 3 月以内に行われていることを条件とする。

第 14 条 出願の審査

- (1) 出願の審査は、科学技術的審査の地位を有しており、また、本法及びこれに基づいて制定された規則に従いウクライナ特許庁により実施される。
- (2) ウクライナ特許庁は、出願審査遂行に必要な情報収集活動に従事しており、また、国際連合教育科学文化機関の総会により 1958 年 12 月 3 日に採択された刊行物の国際交流に関する条約に従う刊行物の国際交流センターである。
- (3) 取り下げられたとみなされないか又は取り下げられなかった出願についての審査の最終結果は、当該出願審査の具体的な結論において提示されるが、その結論は、教育科学省によるその承認の後に効力を生じる。当該結論に基づいて、教育科学省は、特許付与の決定又は特許付与の拒絶の決定を採択する。教育科学省の決定書は、出願人に対して送付される。出願人は、教育科学省の決定書の自身による受領日から 1 月以内に、当該出願に対して提出された書類の写しを請求する権利を有する。当該写しは、1 月以内に出願人に対して送付される。
- (4) 出願人は、自己が自発的に又はウクライナ特許庁からの求めにより、自ら又は自己の代理人を通じて、教育科学省が決定した手続により審査中に発生した問題について審査に参加する権利を有する。
- (5) 出願人は、出願書類に対して、自己の名称及び住所、通信用住所(送達宛先)、自己の代理人の名称及び住所について誤りの訂正及び変更を行う権利を有する。

出願人は、出願書類に対して、出願人の変更に関連して変更を行うことができる。ただし、出願書類に記載された他の出願人のそれに対する同意を条件とする。当該変更については、全出願人の同意により、出願人になろうとする者によってもこれを行うことができる。

これらの訂正及び変更は、ウクライナ特許庁が特許付与の国家手数料の納付書を受領する前にそれらを受領したときは、参酌されるものとする。

誤りの訂正又は前記変更の何れか1の採用を求める請求の提出には、手数料の納付を要する。ただし、当該誤りが明白又は技術的なものではなく、かつ、当該変更が請求を提出する者に応じた状況により発生したことを条件とする。

(6) ウクライナ特許庁は、審査が追加書類なしでは不可能であるとき又は出願書類に含まれた何らかの資料若しくは要素の信頼性について十分根拠のある疑義を認める場合は、出願人からの追加書類の提出を要請することができる。

出願人は、追加書類を提出すべき旨の要請が付されたウクライナ特許庁からの通知又は結論を受領した日から1月以内に、当該出願に対して提示された書類の写しを同庁に請求する権利を有する。

追加書類は、ウクライナ特許庁からの通知若しくは結論又は当該出願に対して提出された書類の写しの自己による受領日から2月以内に、出願人により提出されなければならない。追加書類の提出期間については、この期間の満了前に対応する請求書が提出され、かつ、その提出手数料が納付されたときは、延長されるが、6月を超えないものとする。

この期間は、正当な理由により徒過された場合において、その期間満了後6月以内に対応する請求が提出され、かつ、その提出手数料が納付されたときは、更新される。出願人が当該所定の期間内に追加書類を提出しなかったときは、当該出願は取り下げられたとみなされ、その旨の通知が出願人に対して送付される。

(7) 出願人が追加書類を提出したときは、審査過程においてそれらの書類が原出願書類において開示された意匠の本質から逸脱しているか否かについて決定しなければならない。

追加書類は、それらが新規な本質的特徴を含むときは、原出願書類において開示された意匠の本質から逸脱するとみなされる。

原出願書類において開示された意匠の本質から逸脱する部分を含む追加書類については、出願審査時においては無視されるものとし、出願人は、ウクライナ特許庁から対応する要請を得た後に、これを独立の出願書類として作成することができる。

(8) 審査中に、

－ 出願日が第12条に基づいて決定される。

－ 出願の対象が第5条(2)に規定の対象に属するか否かが決定される。

－ 出願が第11条及びそれに基づいて教育科学省により制定された規則の方式要件を満たしているか否かが点検される。

－ 出願手数料の納付書が所定の要件を満たしているか否かが点検される。

(9) 出願書類が第12条の要件を満たし、かつ、出願手数料の納付書が提示されたときは、決定された出願日の通知が出願人に対して送付される。

(10) 出願の書類が第12条の要件を満たさないときは、この旨の通知が直ちに出願人に対して送付される。当該満たさない部分が当該通知の出願人による受領日から2月以内に除去されたときは、訂正済み書類のウクライナ特許庁による受領日が出願日とみなされる。その他の場合は、出願はされなかったものとみなされ、その旨の通知が出願人に対して送付される。

(11) 第 12 条の要件を満たす出願書類において、図面(図表、図解)の引用が存在するが当該図面(図表、図解)が欠落しているときは、この旨の通知が出願人に対してその選択で図面(図表、図解)を送付するか又は出願書類におけるその引用を削除するか何れかとすべき旨の提議を付して送付される。図面(図表、図解)が出願人による当該通知の受領日から 2 月以内に提出されたときは、ウクライナ特許庁による当該図面(図表、図解)の受領日が出願日とみなされる。出願人がこの期間内に提議された選択をしなかったときは、当該出願はされなかったとみなされ、その旨の通知が出願人に対して送付される。

(12) 第 11 条(8)の要件を満たさない場合は、出願は取り下げられたとみなされ、その旨の通知が出願人に対して送付される。

(13) 出願対象が第 5 条(2)の要件を満たさないとみなす理由、又は出願が第 11 条及びそれに基づいて教育科学省により制定された規則の方式要件を満たさないとみなす理由、又は出願手数料の納付書が所定の要件を満たさないとみなす理由が存在するときは、ウクライナ特許庁は、これに関する十分根拠のある仮結論を、必要ならば当該結論に記載した不備の削除を伴う理由付きの意見書を提出すべき旨の提議を付して、出願人に対して送付する。

出願人の意見書は、(6)により追加書類について規定された期間内に提出されなければならない、出願に関する審査の結論の作成時に参酌されるものとする。

第 11 条(3)に規定された単一性の要件が満たされない場合は、出願人は、当該意見書において出願審査が実行されるべき意匠を記載し、かつ、必要時には出願書類を補正しなければならない。この場合は、他の意匠について独立した出願を行うことができる。

ウクライナ特許庁により提議された単一性の要件が順守されないときは、出願審査は、説明書に最初に記載されている意匠について実施される。

第 15 条 出願の取下

出願人は、特許付与についての国家手数料の納付日前は、いつでも出願を取り下げることができる。

第 16 条 特許付与の公告

(1) 意匠に対する特許付与の決定に基づいて、かつ、特許付与の国家手数料及び特許付与についての公告手数料の納付書が提出されているときは、教育科学省の公報において所定の手続により特許付与についての内容が公告される。前記諸手数料は、特許付与の決定書の出願人による受領後に納付されるものとする。

法令により規定された額及び手続による特許付与の国家手数料及び特許付与についての公告手数料の納付書が、特許付与の決定書の出願人による受領の日から 3 月以内に、ウクライナ特許庁に対して提出されなかったときは、前記付与は公告されず、当該出願は取り下げたとみなされる。

これら書類の提出期間については、この期間満了前に対応する請求書が提出され、かつ、その提出手数料が納付されたときは延長されるが、延長期間は 6 月を超えないものとする。この期間については、正当な理由により徒過された場合において、当該満了後 6 月以内に対応する請求書が提出され、かつ、その提出手数料が納付されたときは、更新されるものとする。

(2) 特許付与の明細が公告された後は、出願資料については、如何なる者も、所定の手続により、これを閲覧する権利を有する。出願資料の閲覧については、手数料の納付を要する。

第 17 条 特許の登録

(1) 特許付与の公告と同時に、教育科学省は、関係する明細を登録簿に登録することにより、意匠特許の国家登録を実施する。登録簿の様式及びその維持の手続は、教育科学省の定めるところによる。

(2) 登録簿に明細が登録されたときは、何人も、教育科学省が定めた手続により、当該明細を閲覧する権利、及び請求書の提出手数料納付を条件として、自己の請求に応答して登録簿から当該特許についての明細に関する抄本を入手する権利を有する。

(3) 登録簿に登録された明細における誤りについては、特許の所有者が自発的に又は教育科学省の職権により、これを訂正することができる。

特許の所有者が自発的にするときは、可能な変更の一覧に従い変更を登録簿に登録することができる。特許に関する変更の登録簿への登録には、手数料の納付を要する。

第 18 条 特許証の付与

(1) 教育科学省は、特許の国家登録後 1 月以内に特許証を付与する。特許証は、特許を受ける権利を有する者に対して付与される。複数の者が特許を受ける権利を有するときは、それらの者に対して 1 通の特許証が付与されるものとする。

特許証は、特許の有効性の保証なしに、その所有者の責任の範囲内において、付与される。

(2) 特許証の様式及びそれに表示する明細の内容は、教育科学省の定めるところによる。

(3) 付与された特許証の所有者の請求により、教育科学省は、付与された特許証の明白な誤りについて訂正すると共に、次いで教育科学省の公報により告示する。

(4) 特許証の紛失又は損傷の場合は、その所有者は教育科学省による所定の手続により特許証の副本の付与を受けることができる。特許証の副本の付与を受けるには手数料の納付を要する。

第 19 条 出願に関する決定に対する不服申立

(1) 出願人は、出願に関する教育科学省の決定に対して、教育科学省の決定書又は第 14 条(3)に従い請求した書類の写しの受領日から 2 月以内に、裁判所及び審判委員会に不服申立をすることができる。

(2) 出願に関する教育科学省の決定に対して、特許の国家登録後に裁判所に上訴があったときは、裁判所は、同時にまた当該特許の有効性の問題についても決定する。

(3) 教育科学省の決定に対して審判委員会に審判請求する権利は、特許付与の国家手数料が納付済みの場合は、喪失されるものとする。

(4) 教育科学省の決定については、本法により及びそれに基づいて教育科学省の承認を受けた審判委員会規則により定められた手続に従い、当該決定に対する異論を申し立てることにより審判請求される。異論申立には手数料の納付を要する。当該手数料が(1)に規定の期間内に納付されなかったときは、当該異論は申し立てられなかったとみなし、その旨の通知が出願人に対して送付される。

(5) 審判委員会が異論申立、及び異論申立手数料の納付書を受領したときは、出願に関する教育科学省の業務は、審判委員会の決定が承認されるまで停止されるものとする。

(6) 出願に関する教育科学省の決定に対する異論については、異論申立書において、かつ、その審理中に申立人により提示された抗弁理由の範囲内において、当該異論申立書及び異論

申立手数料の納付書の受領日から2月以内に、審判委員会規則に従い審理されるものとする。異論の審理期間については、この期間の満了前に関係する請求書が提出され、かつ、その提出手数料が納付されたときは、出願人により自発的に延長されるが、2月を超えることができない。

(7) 異論の審理結果に基づいて、審判委員会は、理由を付した決定を採択し、当該決定は、教育科学省の命令により承認され、出願人に対して送付される。

異論について完全又は一部容認の場合は、異論申立手数料は返還されなければならない。

(8) 教育科学省長官は、審判委員会の決定を承認する前に、かつ、審判委員による当該決定採択の日から1月以内に、この決定に対して理由を付した異論申立書を提出することができ、これについては1月以内に審理されなければならない。この異論申立に関して採択された審判委員会の決定は、最終的であり、それについては、裁判所のみがこれを取り消すことができる。

(9) 出願人は、教育科学省により承認された審判委員会の決定に対しては、当該決定の受領日から2月以内に裁判所に対して上訴することができる。

第V章 特許から生じる権利及び義務

第20条 特許から生じる権利

(1) 特許から生じる権利は、特許維持年金の納付を条件として、特許付与の明細の公告日から効力を生じる。

(2) 特許は、その所有者に対して、その実施が他の特許所有者の権利を侵害しない限り、自己の裁量により意匠を実施する排他権を付与する。

複数の者が特許を所有する意匠の実施時における相互関係は、共有者間の合意により決定されるものとする。このような合意がない場合は、各特許所有者は、自己の裁量により意匠を実施することはできるが、何れの特許所有者も、他の特許所有者全員の同意なしには、他人に対して当該意匠の実施を許可する(ライセンスを許諾する)権利及び当該意匠の所有権を譲渡する権利を有さない。

意匠の実施とみなされるものは、特許意匠を使用した製品の製造、当該製品の使用、インターネットによる販売を含む販売のための申出、販売、輸入(移入)若しくはその他市販すること又は前記の目的でのその保管である。

ある製品がその製造において意匠の本質的特徴のすべてを使用しているときは、特許意匠の実施により製造されたものとみなされる。

(3) 特許は、その所有者に対して、その者の同意なしに他人がその意匠を実施することを禁止する権利を付与する。ただし、当該実施が、本法に従い特許所有者の権利を侵害しているとみなされない場合は除く。

(4) 特許所有者は、契約により意匠の所有権を何れの第三者に対しても移転させることができ、譲受人は、特許所有者の権原の承継人となる。

(5) 特許所有者は、何人に対しても、ライセンス契約に基づいて、意匠の実施を許可(ライセンスを許諾)することができる。

(6) 意匠の所有権の移転契約及びライセンス契約は、書面で締結され、かつ、両当事者により署名されているときは、有効であるとみなされる。

契約の当事者は、意匠の所有権の移転及び意匠を実施するライセンスの許諾について、不特定の関係人に対して通知する権利を有する。当該情報通知は、教育科学省により定められた範囲内において、かつ、手続により、明細について公報における公告により実施され、同時にそれら明細は登録簿に登録される。

前記明細及びライセンス許諾に関する明細の変更の公告には、手数料の納付を要する。

(7) 特許所有者は、省の公告のために、特許意匠の実施を何れかの者に対して許諾する用意がある旨の申請を教育科学省に対して提出する権利を有する。この場合は、特許の維持年金は、当該申請の公告の年の翌年から50%減額される。

前記許可を利用しようとする者は、特許所有者と支払契約を締結しなければならない。この契約の締結及び履行中に生じる紛争は、司法裁判所により解決される。

特許所有者に対して意匠実施の意思を申し出る者がいないときは、特許所有者は、教育科学省に対して自己の当該申請について取下申立書を提出することができる。この場合は、特許の維持年金は、当該取下申立書の公告の年の翌年から満額を納付しなければならない。

(8) 特許から生じる権利は、ウクライナの他の法令が規制する意匠創作者の他の如何なる人的財産権又は非所有権も侵害してはならない。

第 21 条 [2003 年 5 月 22 日付け法律第 850-IV 号により削除]

第 22 条 権利の侵害とみなされない行為

(1) 教育科学省への出願日前又は優先権が主張されているときは優先日前に、出願対象の意匠を自己の活動のため、かつ、誠実に、ウクライナにおいて実施していた者、又は当該実施のために相当のかつ真摯な準備をしていた者は、当該意匠の無償実施を継続する権利、又は前記準備により企図していた当該意匠実施に対する権利(先使用权)を保有する。

先使用权は、当該出願対象の意匠を実施していた場合及び当該実施のため相当のかつ真摯な準備をしていた場合は、事業若しくは営業行為と共に又はその事業若しくは営業行為の一部と共にする場合に限り、他の者に対して譲渡又は移転することができる。

(2) 次の場合の特許意匠の実施は、特許により付与される権利を侵害するものとみなされない。

— 一時的又は偶発的に、ウクライナの領海、領空又は領土に進入した外国の輸送手段の構造において又は当該輸送手段の運航時に実施の場合。ただし、当該意匠が専らこの輸送手段の需要のために実施されることを条件とする。

— 非商業目的で実施の場合

— 科学的目的又は試験目的の場合

— 異常事態(自然災害、大災害、流行病等)であって、通知が実際に可能になったときは直ちに当該実施について特許所有者に通知し、かつ、対応する補償金が当該所有者に対して支払われる場合

(3) 特許意匠の実施により製造の製品については、特許所有者により又はその者の特別許可により当該製品が市販された後、それを市販することは、特許により付与された権利の侵害とはみなされない。

第 23 条 特許から生じる義務

(1) 特許所有者は、特許から生じる排他権を誠実に行使しなければならない。

特許付与の明細の公告日又は意匠の実施を停止した日から起算して 3 年以内に、意匠がウクライナにおいて不実施であるか又は不十分な実施である場合において、当該意匠を実施しようとし、かつ、その用意のある者は何人も、特許所有者がライセンス契約の締結を拒絶したときは、裁判所に対して当該意匠を実施する許可を付与するよう申請することができる。

特許所有者が、意匠の不実施又は不十分な実施が正当な理由によるものであることを証明できない限り、裁判所は、利害関係人に対して、当該意匠を実施する許可を付与する決定を、実施の範囲、許可の有効期間、並びに特許所有者に対する補償金の支払額及び手続を表示して行う。

(2) 後の特許の所有者の意匠が他の目的達成を意図するか、又は技術的及び経済的利点を特徴としているが、当該意匠については前の特許の所有者の権利を侵害せずには実施することができないときは、前の特許の所有者は、後の特許の所有者に対して、意匠を実施する許可を付与(ライセンスを許諾)しなければならない。この場合は、当該許可の付与は、後の特許の所有者の相応の許可により条件を規定することができ、後の特許所有者は、自己の意匠が先の特許の所有者の意匠を改良したものか、又は同一目的の達成を意図するときは、先の特許の所有者に対して当該許可を付与しなければならない。当該許可については、当該許可を

請求した特許所有者による意匠の実施に必要な範囲内において、これを付与しなければならない。

ライセンスに関する紛争は、裁判所により解決される。

第 VI 章 特許の取消及びその無効の承認

第 24 条 特許の取消

(1) 特許所有者は、教育科学省に提出する請求に基づいて、いつでも自己の特許の全部又は一部を取り消すことができる。前記取消については、教育科学省の公報において、これに関する公告の日から効力を生じる。

(2) 意匠特許の効力は、特許維持年金が適時に納付されない場合には、終了させられる。年金は、出願日から起算する特許の有効期間の各年について納付されるものとする。前記年金の最初の納付書は、特許付与の手数料の納付書と共に、教育科学省に対して提出しなければならない。各翌年についての年金の納付書は、当年の末日前に教育科学省に対して提出しなければならない。ただし、当該年金の納付は、当年の最後の 2 月中に行われることを条件とする。

所定の期間満了後 6 月以内に、教育科学省に対して、維持年金を納付し、年金の納付書を提出することができる。この場合は、年金額は 50%増額される。

特許の効力は、年金が納付されなかった年の最初の日から終了させられる。

第 25 条 特許の無効の認定

(1) 特許については、次の場合は、裁判所がその全部又は一部について無効であることを認定することができる。

(a) 特許意匠が本法の定める特許性の要件を満たしていない場合

(b) 出願において開示されていなかった特徴が意匠の本質的特徴の全体に存在する場合

(c) 第三者の権利侵害による出願の結果としての特許付与の場合

(3) 特許の全部又はその一部が無効と認定されたときは、教育科学省は、その公報においてこれを告示する。

(4) 無効と認定された特許又はその一部については、特許付与の公告日から無効とみなされる。

第 VII 章 権利の保護

第 26 条 特許所有者の権利の侵害

(1) 第 20 条に規定する特許所有者の権利の如何なる犯則も、特許所有者の権利の侵害であるとみなされ、それは、現行ウクライナ法令に従う法的責任を伴う。

(2) 特許所有者の請求があったときは、当該侵害は、差し止められなければならない、かつ、侵害者は、特許所有者に対して同所有者の蒙った損害について補償しなければならない。侵害された特許所有者の権利の回復についてはまた、同特許所有者の同意により、ライセンスを取得した者も請求することができる。

第 27 条 権利保護の方法

(1) 意匠の権利保護は、裁判所及び法令による所定の手続により与えられるものとする。

(2) 裁判所の管轄権は、本法の適用に関連して発生するすべての法的関係を包含する。

裁判所は、その権限に従い、特に次の事項に関する紛争を解決する。

- － 意匠の創作者である地位
- － 意匠の実施の事実の認定
- － 特許所有者の決定
- － 特許所有者の権利の侵害
- － 先使用权
- － 補償金

第 VIII 章 最終規定

第 28 条 手数料

意匠特許の付与に対する国家手数料の額及び手続は、現行法令の定めるところによる。

意匠特許の付与に対する国家手数料の納付から得られる資金は、ウクライナ国家予算に組み入れられるものとする。

本法により規定された手数料の額、それらの納付の期間及び手続は、ウクライナ閣僚会議の定めるところによる。

本法により規定された手数料は、知的所有権の法的保護の国家組織に含まれ、かつ、本法により規定された業務を遂行することをそれらの専門分野に応じて教育科学省により委嘱された機関の当座預金口座に納付されるものとする。

本法により規定された手数料の納付から得られる資金は、目標を志向するものであり、教育科学省の通達に従い、知的所有権の法的保護の国家組織の発展及び機能発揮のため、特に、本法及び知的所有権の分野におけるその他の法令により定められた業務を遂行するために、専ら使用されるものとする。

第 29 条 外国における意匠特許取得

(1) 如何なる者も、外国において、意匠に対して特許を受ける権利を有する。

(2) 外国における意匠特許の取得に関する費用については、出願人がこれを負担するか又は当該出願人の同意により他の者がこれを負担するものとする。

第 30 条 意匠の創作と実施のための国家奨励

国家による意匠の創作及び実施に対する奨励策として、それら意匠の創作者及び当該意匠を実施する者のため優遇税制及び税控除条件を制定し、かつ、それらの者に対して、現行ウクライナ法令に従い、他の恩典も付与する。